

(平成24年4月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

厚生年金関係

3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月 20 日から 43 年 1 月頃まで

私は、昭和 42 年 2 月 4 日から 43 年 1 月頃まで A 社（A 社の B 事業は、C 社が継承）D 営業所に勤務し E 業務に従事していたが、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が 42 年 7 月 20 日となっている。

しかし、私は、入社から昭和 43 年 1 月頃まで A 社 D 営業所に継続して勤務しており、給与明細書は既に処分して所持していないが、申立期間も厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についても申立事業所の D 営業所に継続して勤務しており、厚生年金保険料を給与から控除されていたと主張しているところ、申立事業所は、昭和 42 年 7 月 * 日に破産宣告決定されていることが商業登記簿謄本により確認でき、46 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も既に死亡している上、C 社は、「申立事業所に係る台帳等の記録簿は引き継いでいない。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料の控除を確認する関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人は、申立事業所に勤務していた同僚を記憶していないことから、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、被保険者資格の喪失日が申立人と同日の 53 人及び申立事業所の破産宣告決定後も被保険者資格が継続している 39 人のうち、連絡先が判明した 51 人に照会を行ったところ、35 人から回答を得たが、申立人を知っていると回答した者はおらず、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料の控除に関する供述を得

ることができない。

さらに、C社の回答により、申立事業所のD営業所に勤務していた者で、申立事業所を退職した後も引き続きC社の職員としてD営業所に勤務していたとする同僚3人が判明したことから、当該同僚3人に照会したところ、いずれの者も「申立人を記憶していない。」と回答している。

加えて、前述の被保険者原票において、申立人の被保険者資格の喪失日は昭和42年7月20日となっており、オンライン記録と一致していることが確認でき、申立事業所に係る申立人の雇用保険の離職日（昭和42年7月21日）ともおおむね符合している上、申立事業所が破産宣告決定された42年7月中に被保険者資格を喪失している者が申立人以外に多数（234人。そのうち申立人の喪失日と同日の者は、53人）いることが確認できる。

また、申立事業所は、商業登記簿謄本により、昭和45年12月*日に破産廃止決定され、62年1月20日に商号をF社に変更（事業目的にB事業は含まれていない。）していることが確認できるところ、同社は、「申立事業所に係る関連書類は一切引き継いでいない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 4 月から同年 11 月まで
② 昭和 28 年 12 月から 30 年 10 月まで

申立期間①について、私は、A社B支店C課の係長の世話により、中学校の同級生と一緒にA社B支店にD職種として入社し、E社において、F業務の補助用務に従事した。

申立期間②について、私は、G社（現在は、H社）I事務所にD職種として入社し、J社K事務所内において、L業務に従事した。D職種として一緒に勤務した複数の同僚及びD職種責任者を覚えている。

私は、申立期間①及び②とも正社員として勤務したと思っており、規模が大きい両事業所では従業員を厚生年金保険に加入させていたはずなので、申立期間①及び②を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、入社の際及び従事していたとする業務内容を具体的に記憶しており、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が入社に当たり世話になったとする上司の厚生年金保険の被保険者記録が確認できることなどから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人は、A社B支店のC課にD職種として勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人が一緒に入社したとして名前を挙げている中学校の同級生だったとする同僚は、連絡先不明のため、当該同僚から申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する供述を得ることができない上、前述の被保険者名簿において、当該同僚の被保険者記録は確認できない。

また、前述の被保険者名簿において、昭和 24 年 5 月 2 日から 28 年 3 月

16 日までの期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚 90 人のうち連絡先が確認できた 13 人に照会したところ 9 人から回答があったが、申立人を知っている者及び A 社 B 支店の C 課に勤務していたとする者はおらず、申立人が名前を挙げている同課の課長、係長及び D 職種責任者も既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

さらに、A 社 B 支店は、「申立期間①に係る関連資料を既に廃棄しており、申立人の勤務実態等は確認できないが、当時、D 職種等の臨時社員は入社と同時に厚生年金保険に加入させておらず、約 2 年から 3 年経過して正社員となったときに加入させていたと思う。」と回答している上、申立期間①後に A 社 B 支店の C 課に勤務していたとする同僚は、「私は、昭和 30 年 12 月 29 日に A 社 B 支店の C 課に臨時社員として入社し、35 年頃に試験を受けて正社員となった。」と回答しているところ、当該同僚は、前述の被保険者名簿において、入社したとする時期の約 2 年 10 か月後の昭和 33 年 10 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できることなどから判断すると、当時、A 社 B 支店では、D 職種等の臨時職員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

加えて、A 社 M 支店、同社 N 支店、同社 O 支店及び A 社 B 支店に係る被保険者名簿又は健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間①を含む昭和 20 年 9 月 1 日から 62 年 7 月 1 日まで被保険者記録が確認できる者は、「私は、入社から退社まで一貫して社会保険事務等の総務関係業務に従事してきたが、申立人を知らない。正社員の採用等の人事権は A 社 P 支店にあり、A 社 B 支店には無かった。申立人の勤務期間は短期間（8 か月）である上、労働基準法による危険有害業務の就業制限の可能性のある 18 歳未満（当時、申立人は 17 歳）の D 職種を正社員として雇用することは考えられない。」と回答している。

また、A 社 B 支店に係る被保険者名簿を見ても、申立期間①に申立人の名前は無い。

- 2 申立期間②について、申立人は、従事していた業務の具体的な内容、複数の上司及び同僚の名前を記憶しており、G 社 I 事務所に係る被保険者名簿において、当該上司及び同僚の被保険者記録が確認できることなどから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人は G 社 I 事務所に D 職種として勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、G 社 I 事務所は、昭和 38 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の所長及び副所長は既に死亡している上、H 社は、「当社には G 社 I 事務所に係る資料は保存されていないので、申立人の勤務実態や保険料控除状況は不明である。」と回答していること

から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、G社I事務所に係る事務の移管先であるH社Q支社は、「当社が保管している昭和23年以降の健保・厚年被保険者名簿を確認したが、申立人の名前は確認できなかった。」と回答している。

さらに、G社I事務所に係る被保険者名簿において、G社I事務所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和27年2月1日から31年5月20日までの期間に被保険者資格を取得している同僚28人のうち連絡先を確認できた3人に照会し、二人から回答があったところ、一人は、「当時、G社I事務所にはD職種が約30人から40人いたが、ほとんどの者が厚生年金保険には加入していなかった。私は、日雇いのD職種としてG社I事務所に勤務したが、私の親の病気治療に健康保険被保険者証が必要だったので、G社I事務所に依頼して健康保険に加入した。同時に厚生年金保険にも加入した。」と回答し、他の一人は、「当時のことはよく覚えていない。」と回答している。

加えて、前述のD職種だったとする同僚及び申立人の回答から、申立期間②当時におけるG社I事務所のD職種は35人前後であったと推認できるところ、前述の被保険者名簿から昭和28年12月当時の被保険者数は7人であったことが確認できる上、申立人がD職種であったとして名前を挙げている同僚一人の名前を確認することができないことなどから判断すると、当時、G社I事務所では、D職種について、必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、前述の被保険者名簿を見ても、申立期間②に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

3 このほか、申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山口厚生年金 事案 1146 (事案 968 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月から 49 年 4 月まで
② 昭和 49 年 5 月から 51 年 4 月まで
③ 昭和 51 年 5 月から 53 年 4 月まで

私は、申立期間①はA社において、申立期間②はB社において、申立期間③はC社において、当時は氏名をDとして勤務しており、いずれの申立期間においても、正社員としてE職種の業務に従事していた。

前回の申立てで、全ての申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録について、訂正が必要とまでは言えないとする通知を受け取ったが、申立期間①及び③については、私の兄が先に勤務しており、私は兄と同じ職種で、同じ労働条件ということで入社したはずなのに、兄にだけ厚生年金保険の被保険者記録があることに納得できない。

また、新たな事情は無いが、申立期間②についても再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、複数の同僚の供述から判断すると、申立人がA社に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間は特定できない上、事業主、経理担当者及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間①当時の被保険者記録が確認できる複数の同僚から聴取しても、申立人に係る厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる供述は得られないこと、前述の被保険者名簿に申立人の名前は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無いことから申立人の記録が欠落したとは考え難いことなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 23 年 1 月 13 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通

知が行われている。

今回、申立人は、申立人より先に同社に勤務していた申立人の兄と同じ職種及び労働条件で同社に入社したにもかかわらず、申立人の兄には厚生年金保険の被保険者記録があり、申立人には被保険者記録が無いことに納得できないとして再申立てをしていることから、前回の申立てに係る照会に回答が無かった申立人の兄、及び前述の被保険者名簿において、申立期間①当時の被保険者記録が確認できる同僚（昭和生まれで、同社に係る被保険者期間が12か月以上ある者）のうち連絡先が判明した21人に新たに照会し、申立人の兄及び同僚15人から回答が得られたところ、複数の同僚の回答から判断すると、申立人は、申立期間①のうち、少なくとも昭和46年8月1日から49年5月1日まで同社に勤務していたと推認できる。

しかしながら、申立人の兄は、「申立人の勤務期間及び厚生年金保険の加入状況については分からない。」と供述している上、前述の15人から聴取しても、申立人に係る厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認できる供述は得られない。

また、申立人の兄及び前述の15人のうち、申立人と同じE職種の業務に従事していたとする8人については、同社に係る雇用保険の被保険者記録が確認できる一方、申立人については同社に係る雇用保険の被保険者記録が確認できないなど、委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、元事業主及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人がB社に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間は特定できない上、元事業主の供述から判断すると、申立期間②当時、同社においては従業員全員について必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえること、同社に係る被保険者名簿において申立期間②当時の被保険者記録が確認でき社会保険事務を担当していたとする者は、「申立人の厚生年金保険への加入手続をした記憶は無い。」と供述していること、前述の被保険者名簿において申立期間②当時の被保険者記録が確認でき連絡先が判明した同僚7人については、同社に係る雇用保険の被保険者記録が確認できる一方、申立人については同社に係る雇用保険の被保険者記録が確認できないことなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成23年1月13日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな事情は無いが、申立期間②についても再度調査してほしいとして、再申立てしていることから、前述の被保険者名簿において申立期間②当時の被保険者記録が確認でき、前回の申立てに係る照会において回答が無かった5人に再度照会したところ、一人から回答が得られたが、当該同僚は申立人を知らず、申立人に係る厚生年金保険の加入状

況及び保険料控除について確認できる供述は得られない。

また、前述の被保険者名簿を再度確認したが、申立期間に申立人の名前は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無く、申立人と類似した名前の被保険者記録も確認できないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

さらに、申立人は、「事務担当者は社長の次女であった。」と主張しているところ、元事業主は、「申立期間②当時は、私の妹（申立期間当時の事業主の長女）が事務をしていた。」と供述しており、当該元事業主の妹は、「私は、昭和 47 年頃から同社で経理や社会保険関係の事務を行っていた。申立人が勤務していたことは知っているが、勤務時期及び厚生年金保険の加入状況については分からない。」と供述しているなど、委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、元事業主、経理及び社会保険業務を担当していたとする元取締役並びに複数の同僚の供述から判断すると、申立人がC社に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間は特定できない上、元取締役は、「小さな事業所だったので、社会保険に係る届出をした従業員については全員覚えているが、申立人の厚生年金保険被保険者資格に係る取得届は提出した覚えが無い。」と供述していること、同社に係る被保険者名簿に申立人の名前は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無いことから申立人の記録が欠落したとは考え難いことなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 23 年 1 月 13 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立人より先に同社に勤務していた申立人の兄と同じ職種及び労働条件で同社に入社したにもかかわらず、申立人の兄には厚生年金保険の被保険者記録があり、申立人には被保険者記録が無いことに納得できないとして再申立てをしていることから、前回の申立てに係る照会に回答が無かった申立人の兄、並びに前述の被保険者名簿において申立期間③当時の被保険者記録が確認できる同僚のうち、今回新たに連絡先が判明した二人及び前回申立て時に連絡先が判明していた 6 人のうち照会に回答の無かった二人に照会し、当該 5 人全員から回答が得られたところ、複数の同僚の回答から判断すると、申立人は、申立期間③において同社に勤務していたと推認できる。

しかしながら、申立人の兄は、「申立人の勤務期間及び厚生年金保険の加入状況については分からない。」と回答している上、回答のあった他の同僚 4 人から聴取しても、申立人に係る厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認できる供述は得られない。

また、申立人の兄、元取締役及び前述の申立期間③に係る被保険者記録が確認でき連絡先の判明した 8 人については、同社に係る雇用保険の被保

険者記録が確認できる一方、申立人については同社に係る雇用保険の被保険者記録が確認できないなど、委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらない。

- 4 このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。